平成２４年（フ）第８１号
栃木県宇都宮市東峰町3099番地４
債務者　佐藤　由美
１　決定年月日時　平成24年２月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月23日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第４号
島根県出雲市高松町1576番地１　パインシャトーＢ―102
債務者　岩田　典子（旧姓嘉藤）
１　決定年月日時　平成24年２月27日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月23日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第３５号
栃木県大田原市湯津上2753番地
債務者　五月女勇一
１　決定年月日時　平成24年２月24日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第８４号
栃木県真岡市上高間木３丁目24番地９
債務者　上野　明美
１　決定年月日時　平成24年２月24日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第８６号
栃木県宇都宮市簗瀬３丁目27番２号　メゾンハーモニーＢ棟101、前住所栃木県宇都宮市簗瀬３丁目23番３号
債務者　長橋　巖
１　決定年月日時　平成24年２月24日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第８７号
栃木県那須塩原市西三島５丁目181番地38　柳沢アパート３号、前住所栃木県矢板市塩田1328番地７
債務者　大島　延予（旧姓石塚）
１　決定年月日時　平成24年２月24日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第２９９号
横浜市南区井土ケ谷中町45番地３　ライオンズマンションワイドリバー井土ケ谷315号
債務者　唐橋エミリ
１　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１３号
東京都武蔵村山市三ツ藤１丁目48番地の１ハイツ照井２号
債務者　福本　幸司
１　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月25日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１２７号
東京都国分寺市西町４丁目17番地５ラリーダート105
債務者　田端　友次
１　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月25日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第６号
長崎県平戸市生月町里免2940番地３
債務者　伊藤　若夫
１　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月20日午前11時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２４年（フ）第３０１号
横浜市鶴見区北寺尾４丁目14番49号
債務者　板垣みどり（旧姓林）
１　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３７号
岡山市中区土田148番地９
債務者　有森　裕忠
１　決定年月日時　平成24年２月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４１号
栃木県芳賀郡益子町大字塙967番地８
債務者　上野　雄章
１　決定年月日時　平成24年２月24日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月30日まで
５　免責審尋期日　平成24年４月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第２２１号
神奈川県藤沢市川名１丁目１番15―201号　第２アオイハイツ
債務者　渡井　友春
１　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月２日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２２２号
神奈川県藤沢市川名１丁目１番15―201号　第２アオイハイツ
債務者　渡井　美樹（旧姓櫻井・渡邊）
１　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月２日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部